

# 「地理空間情報における個人情報取扱い・二次利用促進に関するガイドライン」 策定の背景及び検討経過等について

国土交通省国土計画局参事官  
大野 淳

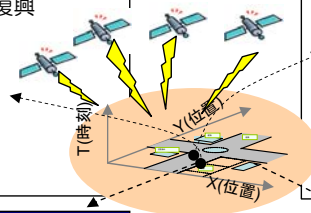
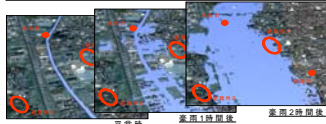
## 1. 地理空間情報活用推進基本計画 (1)高度活用社会の実現

### 目指すべき姿 —「地理空間情報高度活用社会」の実現—

#### 国土の利用、整備及び保全の推進等

- ・GISは国土計画や環境計画などの策定、公共施設の維持・管理などに利用
- ・衛星測位は離島の管理・保全などに利用
- ・特に防災分野では、GISと衛星測位の連携による災害状況の把握、復旧・復興支援などへの活用に期待

#### 豪雨時の洪水シミュレーション



#### 国民生活の安全・安心と利便性向上

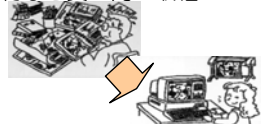
- ・公共施設などの情報や行政情報をワンストップで提供
- ・高齢者等の移動支援など高度な民間サービスの提供



#### 行政の効率化・高度化

- ・基盤的地図データの共用による費用削減
- ・資料収集、照会等の労力軽減
- ・GISと電子会議室を組み合わせたまちづくりの意見・情報集約など質の高い取組

#### 地図の重複整備



#### 新たな産業・新サービスの創出と発展

- ・コンテンツの流通環境が広がることによるビジネスチャンス拡大
- ・携帯電話と衛星測位機能を組合せたサービス発展への期待



# 1. 地理空間情報活用推進基本計画 (2) 現状の課題と重点施策

## 高度活用社会実現に向けて特に重要なポイント

国や地方公共団体が保有する地理空間情報の中には、行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多数含まれる。

### 地理空間情報の整備・提供・流通の促進

- 地理空間情報の電子化・提供の方法が普及していない  
→ **情報が十分に活用されていない**
- 個人情報、知的財産権、国の安全等の観点への配慮  
→ **ルールがないため提供の可否を判断できない**
- **様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に整備・提供・流通させるためのルールが必要**



### 重点施策

地理空間情報に関するJIS等制定による普及促進

### 個人情報・知的財産権等の取扱いに関するガイドラインの策定

国の安全の観点から配慮すべき事項に関する適切な枠組みの構築

### 地理空間情報の重ね合わせと基盤地図情報の整備・更新・提供

- 異なる背景地図をもとに位置情報が整備されているため、整合がとれていない
- 地理空間情報の位置の基準となる**共通白地図が必要**

赤: 固定資産  
灰: 都市計画  
青: 道路管理



地理空間情報の電子的な整備推進

基盤地図情報の整備・提供の推進

国の保有する基盤地図情報の提供

地方自治体のGIS整備への技術支援

### 衛星測位に係る研究開発、技術実証・利用実証の推進

- 衛星測位の利用については、米国のGPSに依存
- **信頼性の高いサービスの安定的な確保が必要**

米国政府との密接な連絡調整と衛星測位の高度な技術基盤の確立を推進  
9/11GPS衛星打上げ予定

### 産学官の連携の強化

- 社会のニーズをとらえた施策の実施、技術開発や多様なサービスの展開を実現することが重要
- **産学官連携が必要**

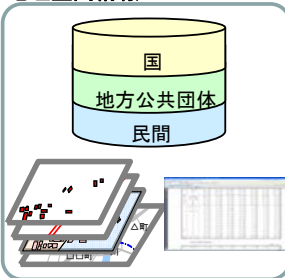


地理空間情報の活用推進に関する産学官連携を強化

# 1. 地理空間情報活用推進基本計画 (3) 提供・流通促進の意義

## 地理空間情報の提供・流通促進の必要性

地理空間情報



### 地理空間情報全般の提供・流通

国・地方公共団体、民間、国民のニーズが高いデータを提供することが必要

- 国は、積極的な提供
- 地方公共団体による提供を促進

国は、保有する地理空間情報を原則として、インターネットを利用して、計画的に提供(無償又は低廉な価格)

## 提供・流通の促進による効果 ~ 直接的効果・間接的効果を含む多様な効果 ~

### <具体例>

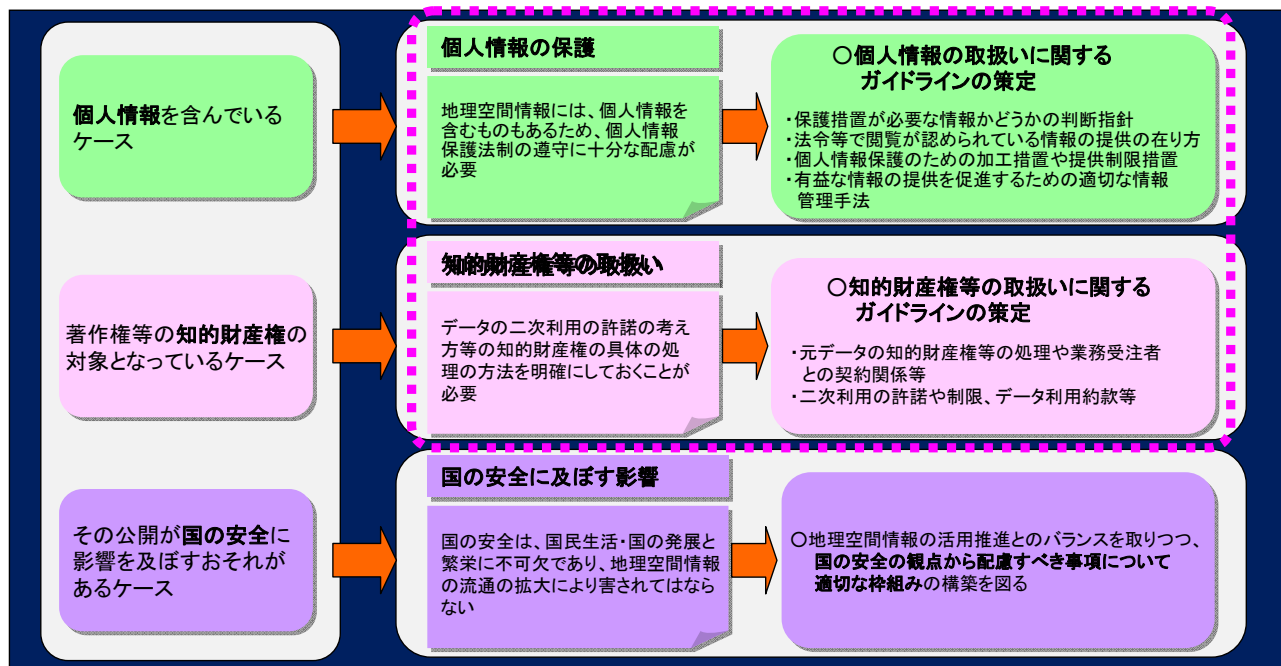
- ・行政機関相互間の提供・流通の促進による**行政の効率化、行政サービスの向上**
- ・民間企業への提供・流通促進による**既存サービスの高度化**や地理空間情報を活用した**新規ビジネスの創出**  
(交通における移動支援、観光情報提供、防災、高齢者見守り、環境・まちづくり活動支援等、多彩なサービスモデル創造の可能性)
- ・まちづくりや環境保全活動等への提供促進による**多様な主体の活動支援**
- ・教育分野への提供促進によるGISを活用した講習の展開等**人材育成の支援**

# 1. 地理空間情報活用推進基本計画（4）法・計画等における位置付け

法・計画等	掲載内容・箇所
<p><b>地理空間情報活用推進基本法</b> (平成19年8月29日施行)</p>	<p>(基本理念) 第三条第9項 地理空間情報の活用推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。</p> <p>(個人情報の保護等) 第十五条 国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p><b>地理空間情報活用推進基本計画</b> (平成20年4月15日閣議決定)</p>	<p>第II部 今後の地理空間情報の活用の推進に関する施策の具体的な展開 第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策 2. 調査・研究等の実施</p> <p>第2章地理情報システム(GIS)に関する施策 1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (2)地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等</p> <p>第2章地理情報システム(GIS)に関する施策 4. 個人情報の保護等の地理空間情報の活用に当たって配慮すべき事項 (1)個人情報の保護, (2)データの二次利用</p>

# 2. 地理空間情報活用の際の問題点

## ○地理空間情報の提供・流通上の問題点について

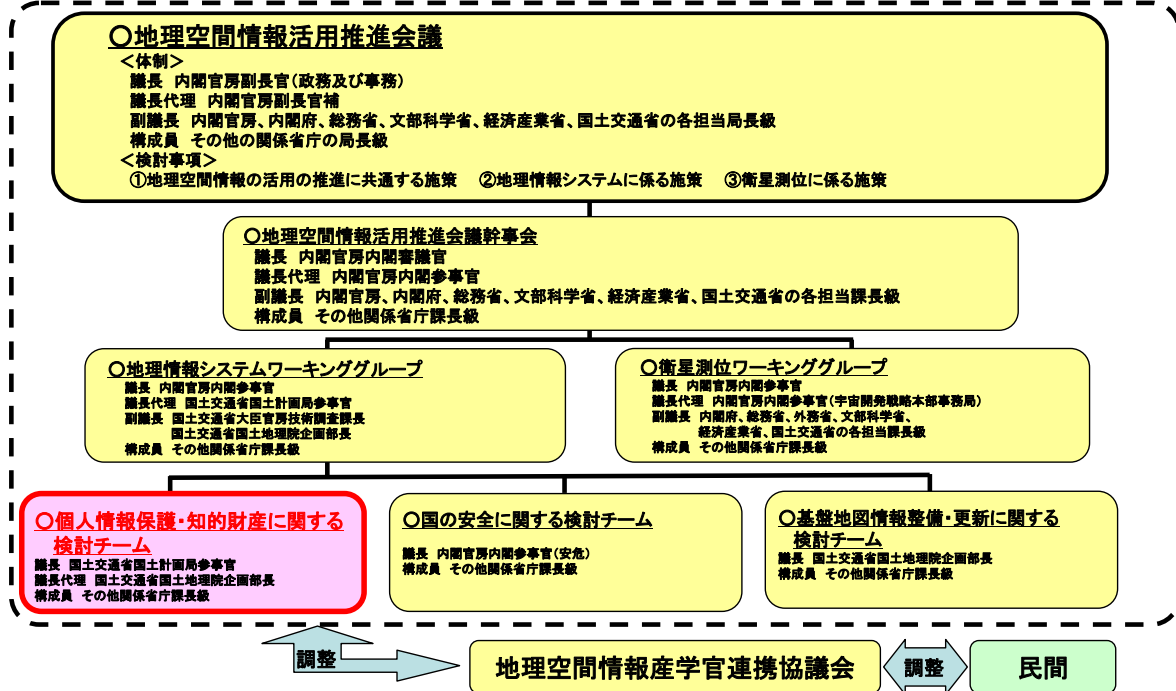


### 3. 地理空間情報活用の際の法制度との関係性

- 地方自治体が整備・提供する地理空間情報は、「著作権法」、「情報公開法」、「地方自治法」、「補助金適正化法」、「測量法」、「個別法」などの法制度により、以下のように位置付けられる。
  1. 創作性を有する地理空間情報は、著作物として位置付けられるため、**適正な権利処理に基づく情報流通**を促進することが期待される。(著作権法)
  2. 行政が保有する地理空間情報は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除き、行政文書として位置付けられるため、個人情報など不開示情報を除き、**積極的な情報提供**が期待される。(情報公開法)
  3. 行政が保有する地理空間情報の著作権は、公有財産として位置付けられるため、**適正に管理・運用**すると共に、有効に利活用されることが期待される。(地方自治法)
  4. 行政が補助金等を活用して特定目的のために整備した地理空間情報であっても、行政投資の多重投資を回避する観点から、その目的を既に満たし支障を及ぼさない範囲で、**適正かつ有効に利活用**することが期待される。(補助金適正化法)
  5. 行政が保有する地理空間情報は、測量法や個別法によりその提供及び利用等について規定されている場合があるが、二次利用を促進するという観点からは、**当該法制度に則りつつ最大限利活用**を推進することが期待される。(測量法、個別法)

### 4. 政府における検討体制(検討チーム)について

「個人情報保護・知的財産に関する検討チーム」を設置、ガイドライン策定に向け検討実施



## 5. 地理空間情報の提供・流通に関するガイドラインの検討経過

時期	経緯
平成20年10月	第1回個人情報保護・知的財産に関する検討チーム（以下、検討チーム）
平成21年 3月	第2回検討チーム
平成21年 7月	第3回検討チーム
平成21年 8月	検討チームとして、ガイドライン骨子を取りまとめ
平成22年 2月	第4回検討チーム 各府省にガイドライン素案(案)を提示し協議開始
平成22年 3月	検討チームとして、ガイドライン素案を取りまとめ GIS-WG構成員に対する意見照会・協議
平成22年3月24日	第2回地理情報システムワーキンググループ（以下、GIS-WG） GIS-WGとして、ガイドライン素案を取りまとめ
平成22年6月25日 ～7月16日	パブリックコメント実施
平成22年8月 3日	検討チーム及びGIS-WGとして、寄せられた意見に対する考え方(案) 及びガイドライン(案)を取りまとめ
<b>平成22年9月 1日</b>	<b>地理空間情報活用推進会議にてガイドライン策定</b>

9

## 6. 地理空間情報の提供・流通に関するガイドラインの目的・位置付け

### ■ 目的及び適用範囲

地理空間情報の提供・流通における個人情報保護・知的財産に関するガイドライン

	目的	適用範囲
地理空間情報の活用における個人情報の取扱に関するガイドライン	・国、地方公共団体等において、有益な地理空間情報を活用していくため、個人情報保護のための適切な措置をとり、情報を提供する側も安心して、地理空間情報の提供、利用ができるようにする。	・国、地方公共団体等が取り扱う地理空間情報を対象とする。
地理空間情報の活用における二次利用促進に関するガイドライン	・知的財産権等の権利の侵害や、それを懸念した地理空間情報活用の萎縮が生じないように、データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等の具体の処理の方法を明確にし、より付加価値の高い地理空間情報を作成し提供できるようにする。	・国、地方公共団体等が二次利用を行う場合と、他者が二次利用する地理空間情報を国、地方公共団体等が提供する場合を対象とする。

### ■ 取り上げる典型的な地理空間情報

地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像

### ■ 位置付け

本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、行政機関等が保有する地理空間情報の提供・流通を行う上で、望ましいと考えられる個人情報の取扱および二次利用促進に関する標準的な考え方を整理したもの